

# 令和8年度 水質検査計画



神曾根ダム

平戸市水道局

## 水質検査計画とは

平戸市では、水安全計画に基づき、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を行っています。水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画では、水道法（以下「法」という。）<sup>1)</sup>に基づき、適切な水質管理を行うため、水源から給水栓までの水質検査の地点や項目、頻度、臨時の水質検査に関する方針などを定めています。

水道事業者は、法の定め<sup>2)</sup>により毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するとともに、これをお客さまに情報提供することを義務付けられています。

### 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び浄水、給水栓水の水質状況
- 4 水質検査の実地方法
- 5 臨時の水質検査
- 6 令和8年度水質検査計画
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
- 9 関係者との連携

---

<sup>1)</sup> 水道法施行規則第 15 条第6項

<sup>2)</sup> 水道法第 24 条の2及び水道法施行規則第 17 条の5

## 1 基本方針

### (1) 定期の水質検査

#### ア 検査項目

法<sup>3)</sup>で義務付けられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目<sup>4)</sup>や要検討項目<sup>5)</sup>などを含む水質管理上必要な項目の検査を行います。なお、法<sup>6)</sup>の規定により検査の実施を省略できる項目があります。

また、令和7年6月30日に、「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS及びPFOAを「水質基準項目」とし、基準値としてPFOS及びPFOAの合計として50ng/L以下であることと規定し、令和8年4月1日から施行されることになりました。

#### イ 検査地点

浄水は、各浄水場水系で設定した給水栓で採水して検査を行います。また、原水は、着水井、導水ポンプ所及び濾過機流入前で採水して検査を行います。

#### ウ 検査頻度

法<sup>8)</sup>では、検査項目ごとに標準の検査頻度を定めるとともに、水質が良好な場合には検査頻度を緩和できることが規定されています。

### (2) 臨時の水質検査

水質異常が発生したときなどは直ちに検査を行うこととし、給水栓における水質の安全が確認されるまで検査を継続します。

---

<sup>3)</sup> 水道法第4条及び水質基準に関する省令

<sup>4)</sup> 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目です。具体的な項目は、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号)において定められています。

<sup>5)</sup> 毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目です。具体的な項目は、厚生省水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)において定められています。

<sup>6)</sup> 水道法施行規則第15条第1項第4号

<sup>7)</sup> 水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を他の水道事業者や需要者以外の第三者に委託することができます。

<sup>8)</sup> 水道法施行規則第15条第1項第3号

## 2 水道事業の概要

平戸市の水道事業は、平成29年4月より3上水7簡水のすべてを上水道に統合したことにより、平戸上水道事業となりました。

### 給水状況

区 分	内 容
計画給水人口	29,240人（令和8年3月末）
現在給水人口	27,151人（令和8年3月末）
1日平均給水量	9,498 m <sup>3</sup>
1日最大給水量	12,534 m <sup>3</sup>
行政区域内普及率	98.5%（令和8年3月末）

### 浄水施設概要

浄水場名	平戸浄水場	阿奈田浄水場	迎紐差浄水場	早福浄水場	
水源	箕坪ダム 神曾根ダム	阿奈田ダム	地下水	平床の池 地下水	
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	6,300	1,805	410	86	
主な浄水処理 方式	薬品沈殿 急速ろ過 塩素消毒	薬品沈殿 急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	前処理 緩速ろ過 急速ろ過 塩素消毒	
浄水場名	田平浄水場	下亀浄水場	神の川浄水場	的山大島浄水場	
水源	釜田川 地下水	久吹川	神の川ダム 桜川ダム	轟川砂防ダム 東流川砂防ダム	
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	1,481	1,339	2,120	470	
主な浄水処理 方式	普通沈殿 前処理 緩速ろ過 塩素消毒	普通沈殿 緩速ろ過 塩素消毒	前処理 緩速ろ過 塩素消毒	薬品沈殿 前処理 緩速ろ過 塩素消毒	

### 3 水道の原水及び浄水、給水栓水の水質状況

平戸市の水源は、ダム貯水・地下水・河川表流水で、現在までの水質はおおむね良好な状態であります。しかし、ダム貯水において天候によっては春先や夏場に異臭が発生することがあります。このため、5箇所のダム湖には水流発生装置を設置し水質改善を図っています。また、集中豪雨による高濁度発生時は状況に応じた薬品注入の調節を行っております。

令和6年度においては、特別検査として原水及び浄水におけるPFOS及びPFOAの水質検査を実施し、すべて検出されませんでした。また、令和7年度においては原水におけるPFOS及びPFOAの水質検査を実施し検出されませんでした。

### 4 水質検査の実施方法

本市が行う水質検査のうち、下記に示す(1)の毎日検査は委託、(2)～(5)及び5臨時の水質検査については水道法第20条第3項に係る国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に委託し、検査いたします。

#### (1) 毎日検査

1日1回以上行う水質検査（色度、濁度、残留塩素）は、各水系毎に委託で検査を実施しています。また、配水池系統毎には隔日で職員により検査を行っています。

#### (2) 毎月検査

各水系の給水栓で採水し、一般細菌、大腸菌、塩素イオン、有機物、PH、味、臭気、色度、濁度の省略不可能9項目の検査を行います。

#### (3) 3ヶ月に1度の検査

各水系の給水栓で採水し、別紙の22～24項目の検査を行います。

#### (4) 年に1度の検査

各水系の給水栓で採水し、原水は着水池及びろ過機入口で採水し、浄水は別紙24～52項目、原水は別紙40項目の検査を行います。

#### (5) 3年に1度の検査

省略可能項目で過去の検査結果が基準値の1/10以下の項目は3年に1度の検査を行います。

### 5 臨時の水質検査

#### (1) 臨時の水質検査を行うための要件

臨時の水質検査は、法<sup>9)</sup>及び厚生労働省通知<sup>10)</sup>により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合として、次に掲げるときに行います。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ 水源に異常があったとき

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

エ 浄水過程に異常があったとき

オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

カ その他特に必要があると認められるとき

(2) 臨時の水質検査を行う項目 水質異常が考えられる項目のほかに、関連する項目について検査を行います。

(3) その他 臨時の水質検査は、水質異常が収束し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

---

<sup>9)</sup> 水道法施行規則第 15 条第 2 項

<sup>10)</sup> 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日付け健 水発第 1010001 号）

## 6 令和 8 年度水質検査計画

○浄水省略不可能 9 項目（年 8 回）

平戸、迎紐差、阿奈田、早福、生月、田平、下亀、的山大島

○浄水全項目（52 項目） 迎紐差、早福、下亀

○浄水全項目（52 項目中 24 項目） 平戸、的山大島

○浄水全項目（52 項目中 25 項目） 阿奈田

○浄水全項目（52 項目中 26 項目） 生月、田平

○原水全項目（40 項目）

箕坪ダム、神曾根ダム、火除水源、阿奈田ダム、早福、早福第 2 水源、田平第 2 水源、田平第 3 水源、久吹水源、神の川ダム、桜川ダム、轟川砂防ダム、東流川砂防ダム

○年 3 回指定項目（内 22 項目） 平戸、阿奈田、下亀

○年 3 回指定項目（内 23 項目） 迎紐差、生月、的山大島

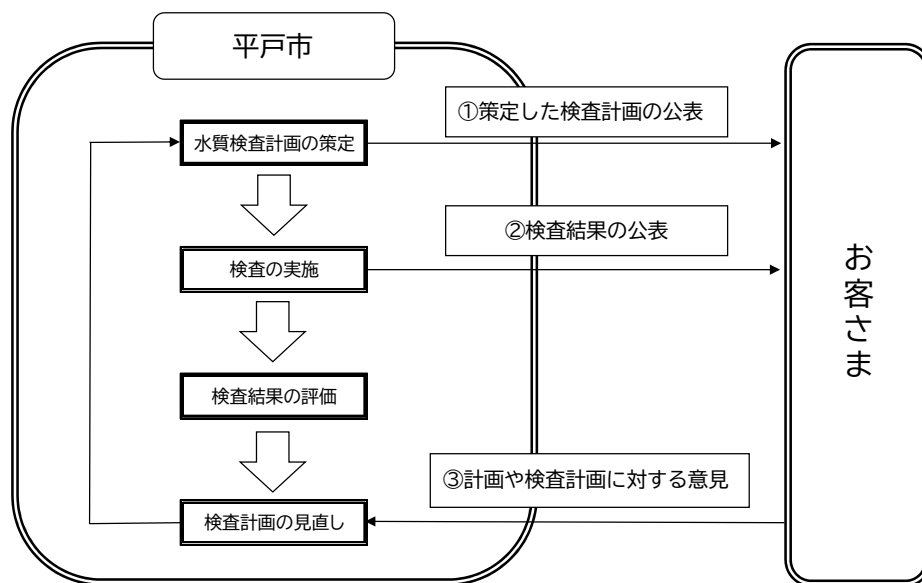
○年 3 回指定項目（内 24 項目） 早福、田平

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については毎年度見直しを行い、必要に応じて改正します。公表の方法は、水道局窓口での閲覧等で行います。また、検査結果につきましても毎年度公表いたします。

## 8 検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査に基づく水質検査の結果について、水質基準や過去の検査結果などと比較して評価します。評価や意見などを受けて、必要に応じて水質検査計画の見直しを行います。



水質検査計画の策定フロー

## 9 関係者との連携

水源における水質汚染事故発生等に対しては、長崎県環境部水環境対策課、県北保健所と情報交換を図りながら、連携して迅速に対策を講じます。

また、今後も現地調査と適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

全項目、全項目に変わる水質検査項目(浄水)

浄水		平戸	迎紐差	阿奈田	早福	生月	田平	下亀	大島
基1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物		○		○			○	
基4	水銀及びその化合物		○		○			○	
基5	セレン及びその化合物		○		○			○	
基6	鉛及びその化合物		○		○			○	
基7	ヒ素及びその化合物		○		○			○	
基8	六価クロム化合物		○		○			○	
基9	亜硝酸態窒素		○		○	○	○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○		○		○	○	
基12	フッ素及びその化合物		○		○			○	
基13	ホウ素及びその化合物		○		○			○	
基14	四塩化炭素		○		○			○	
基15	1,4-ジオキサン		○		○			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン		○		○			○	
基17	ジクロロメタン		○		○			○	
基18	テトラクロロエチレン		○		○			○	
基19	トリクロロエチレン		○		○			○	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び フルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○
基21	ベンゼン		○		○			○	
基22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○
基23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○
基24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○
基25	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○
基26	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○
基27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○
基28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○
基29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○
基30	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○
基31	ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○
基32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○
基33	亜鉛及びその化合物		○		○			○	
基34	アルミニウム及びその化合物		○	○	○	○		○	
基35	鉄及びその化合物		○		○			○	
基36	銅及びその化合物		○		○			○	
基37	ナトリウム及びその化合物		○		○			○	
基38	マンガン及びその化合物		○		○			○	
基39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○		○	○	○	○	○
基41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○
基42	陰イオン界面活性剤		○		○			○	
基43	ジェオスミン	○	○	○	○			○	
基44	2-メチルイソボルネオール		○		○			○	
基45	非イオン界面活性剤		○		○			○	
基46	フェノール類		○		○			○	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	味	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○
基52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○
	合計	24	52	25	52	26	26	52	24

### 3ヶ月に1回の検査項目

浄水		平戸	迎紐差	阿奈田	早福	生月	御崎	田平	下亀	大島
基1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物									
基4	水銀及びその化合物									
基5	セレン及びその化合物									
基6	鉛及びその化合物									
基7	ヒ素及びその化合物									
基8	六価クロム化合物									
基9	亜硝酸態窒素									
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素									
基12	フッ素及びその化合物									
基13	ホウ素及びその化合物									
基14	四塩化炭素									
基15	1,4-ジオキサン									
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン									
基17	ジクロロメタン									
基18	テトラクロロエチレン									
基19	トリクロロエチレン									
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びフルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基21	ベンゼン									
基22	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基23	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基24	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基25	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基26	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基27	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基28	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基29	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基30	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基31	ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基32	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基33	亜鉛及びその化合物									
基34	アルミニウム及びその化合物									
基35	鉄及びその化合物									
基36	銅及びその化合物									
基37	ナトリウム及びその化合物									
基38	マンガン及びその化合物									
基39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○			○		
基41	蒸発残留物		○		○	○		○		○
基42	陰イオン界面活性剤									
基43	ジェオスミン									
基44	2-メチルイソボルネオール									
基45	非イオン界面活性剤									
基46	フェノール類									
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	合 計	22	23	22	24	23	22	24	22	23





## 令和8年度 水質検査実施予定表

年	月	日	1ヶ月検査	全項目 (原水)	全項目 (浄水)	3ヶ月検査	備考
8年	4月	15	平戸、生月 田平、大島				
	5月	13	平戸、生月 田平、大島				
	6月	10			平戸、生月 田平、大島		
	7月	8	平戸、生月 田平、大島				
	8月	5	平戸、生月 田平、大島	平戸、生月 田平、大島			
	9月	9				平戸、生月 田平、大島	
	10月	7	平戸、生月 田平、大島				
	11月	11	平戸、生月 田平、大島				
	12月	9				平戸、生月 田平、大島	
9年	1月	6	平戸、生月 田平、大島				
	2月	10	平戸、生月 田平、大島				
	3月	10				平戸、生月 田平、大島	